

---

# 稅務實務

初級

所得稅編 第12回

---

 cpa learning



# 所得税

## 所得税全般

## 個人事業主 向け

## 会社員向け

## 各論

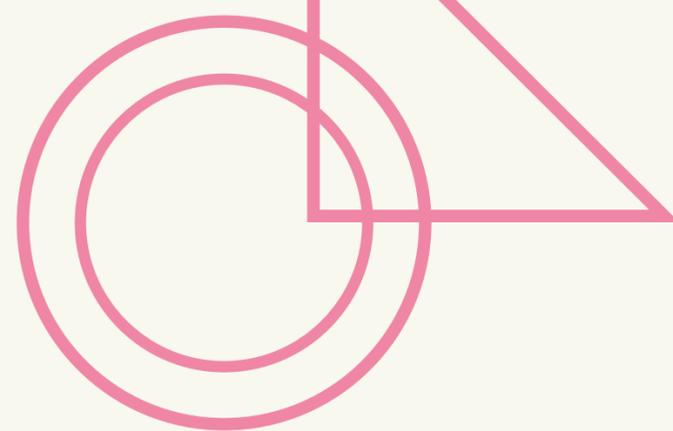
講義回数	タイトル	内容
1	所得税の概論	所得税とは／所得とは／計算期間／10種類の所得／住民税
2	所得税の計算方法	所得税額の求め方／所得控除の概要／住民税の計算方法
3	給与所得のしくみ	給与所得控除／源泉徴収／年末調整
4	個人事業主にまつわる税金	所得税・住民税・事業税・消費税／会社員との違い
5	事業所得の計算方法	収入・必要経費・減価償却
6	青色申告・白色申告	制度概要／青色申告のメリット
7	確定申告の流れ	記帳作業／決算書作成／確定申告書作成／申告書類の提出・納付
8	給与からの“天引き”	社会保険料の概要
9	副業の確定申告	確定申告の要否／申告方法
10	もっと知りたい「扶養控除」	2種類の「配偶者扶養」／配偶者控除・配偶者特別控除
11	もっと知りたい「ふるさと納税」	制度趣旨／控除の手続き／ワンステップ特例
12	もっと知りたい「医療費控除」	計算方法／医療控除の対象／必要書類

# 本日のゴール

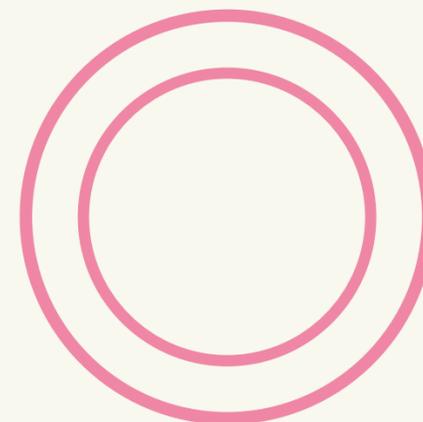
医療費控除の概要を理解しよう！

医療費ってどこまでが対象になるのかなあ？





もっと知りたい「医療費控除」



# 本日のアジェンダ

1. 医療費控除の概要
2. 控除のための手続き
3. セルフメディケーション税制

# 1. 医療費控除の概要

# 医療費控除と計算式

一定の額の医療費を支払ったときは、確定申告を行うことで所得税が還付される場合があります。



## 医療費控除

1年間にかかった医療費が10万円を超えた場合に受けられる所得控除

【医療費控除の計算式\*】\*所得税も住民税も同じ計算

1年間に支払った  
医療費

—

保険などで補填  
される金額

—

10万円

=

医療費控除の額

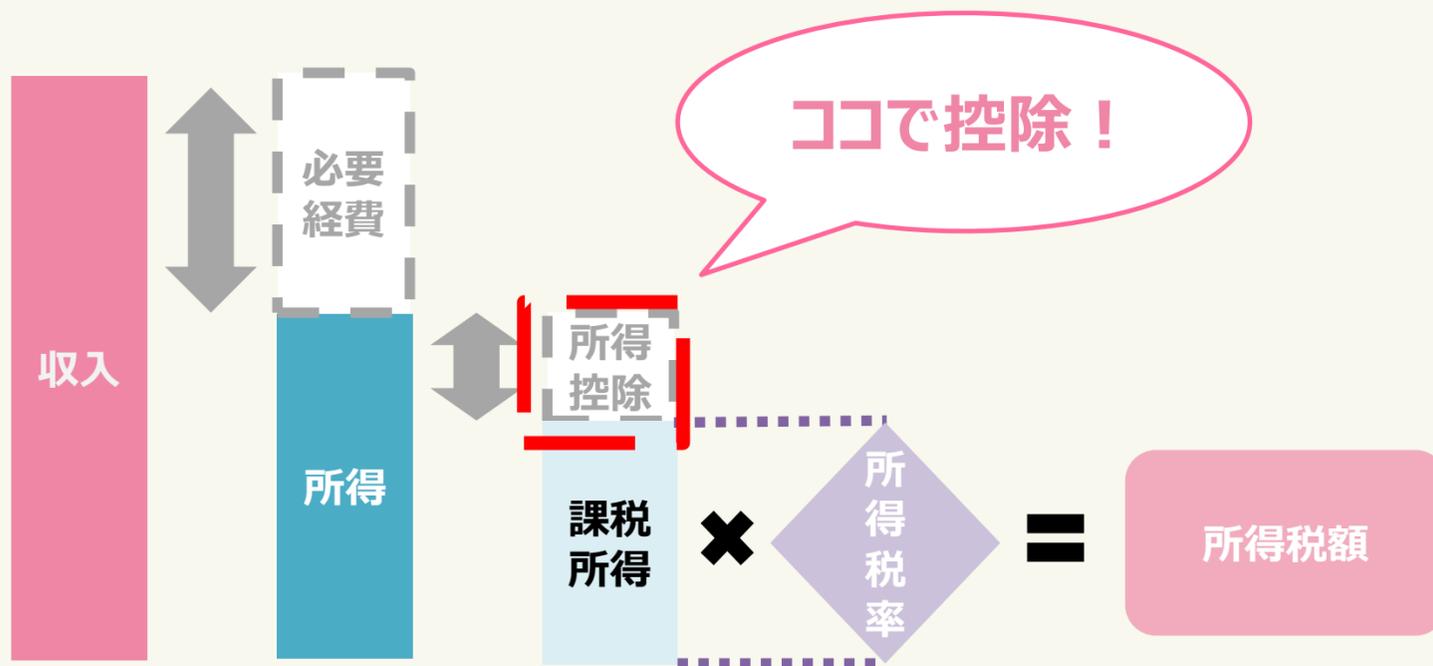
総所得が200万円以下の  
場合には総所得×5%

最高200万円

# 所得控除の一つ

## 【所得税の控除】

復習



控除の種類	概要
①基礎控除	一定の所得以下であれば誰でも使える
②扶養控除	収入が少ない扶養家族がいる
③配偶者控除	収入が少ない配偶者がいる
④配偶者特別控除	一定収入の配偶者がいる
⑤障害者控除	障害者である
⑥寡婦控除	配偶者と離婚・死別した
⑦ひとり親控除（寡夫控除）	ひとり親である
⑧勤労学生控除	働いている学生である
⑨社会保険料控除	健康保険料や厚生年金保険料などの社会保険料の支払がある
⑩生命保険料控除	生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料の支払がある
⑪地震保険料控除	地震保険料の支払いがある
⑫小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済の掛金や確定拠出型年金の加入者掛金などの支払い分がある
⑬寄附金控除	一定の所へ寄附している
⑭雑損控除	災害、盗難が生じた
⑮医療費控除	1年間で10万円を超える医療費の支払いがある

# 対象になる医療費と対象にならない医療費

	控除対象となるもの	控除対象とならないもの
診察費用等	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 医師または歯科医師による診療費や治療費</li><li>➤ 入院した時の部屋代や食事代</li><li>➤ マッサージ師、はり師、きゅう師、柔道整復師による治療を目的とした施術の費用</li><li>➤ 出産費用（妊娠と診断されてからの定期健診や検査等の費用）</li><li>➤ 視力回復レーザー手術（レーシック手術）費用</li><li>➤ 不正咬合の歯列矯正等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 美容整形や人間ドックの費用</li><li>➤ 治療に直接関係のないマッサージ費用</li><li>➤ 美容目的の歯科矯正</li></ul>
医薬品・医療器具等の購入費用	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 治療のための薬代（薬局で購入したものも含む）</li><li>➤ 治療のために必要な医療器具の購入費用</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 健康増進や見様目的のビタミン剤やサプリメント等の費用</li><li>➤ 治療を受けるために直接必要としない眼鏡や補聴器等の購入費用</li></ul>
通院費	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 通常必要な通院のための交通費</li><li>➤ 往診のための医者を送迎費用</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ タクシー代（電車やバスなどの公共交通機関が利用できない場合を除く）</li><li>➤ 自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金</li></ul>

# 対象者と対象期間

納税者本人が自分や生計を一にする家族にその年に支払った医療費が対象となります。

## 対象者

医療費控除の対象者は自分自身や生計を一にする配偶者、その他の親族に支払ったものも対象となります。

具体的には子供の他、自分の仕送りで生活している両親も生計を一にしているものとして扱われ、自分が負担した医療費は医療費控除の対象となります。



## 対象期間

その年の1月1日から12月31日までの間に「支払った」医療費が対象となります。そのため、治療が終わっていても支払いが済んでいない場合にはその年の対象にはなりません。

## 2. 控除のための手続き



# 3. セルフメディケーション税制

# セルフメディケーション税制 (特定一般用医薬品等購入費控除)

健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行っている人が特定の医薬品を購入したときは、確定申告を行うことで所得税が還付される場合があります。

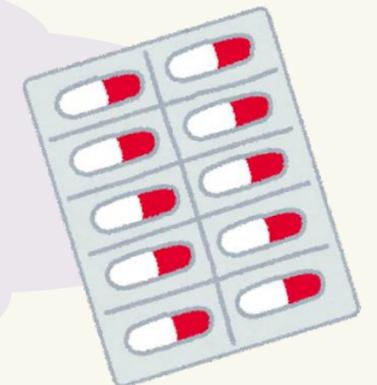
高齢化社会が進み、健康保険の利用が増え、  
国や自治体の医療関連費用が膨らんでいます。

公的保険制度をできるだけ維持するために、「病院に行かなくても、  
市販薬で治せる症状は、自分自身で治す」ことを推奨する新たな控除枠が設けられました。

## セルフメディケーション税制

セルフメディケーション  
税 控除 対象

対象となる医薬品は限定されており、  
商品の多くは、マークでも識別できます。



# セルフメディケーション税制に係る医療費控除の額

その年に対象の医薬品を世帯合計で12,000円以上購入している場合に適用となります。

【セルフメディケーション税制に係る医療費控除の計算式\*】 \*所得税も住民税も同じ計算



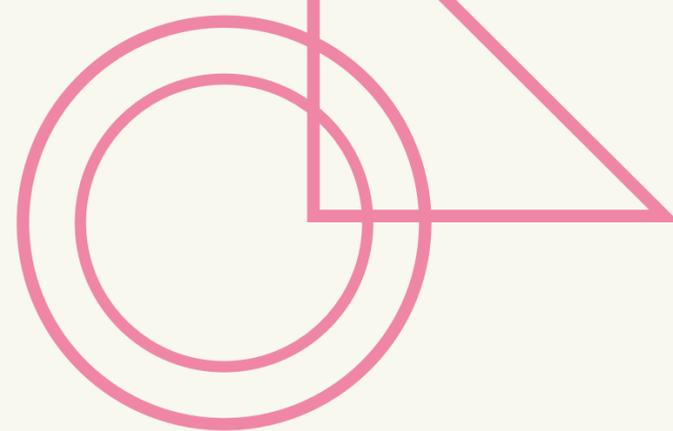
※セルフメディケーション税制を適用する場合には、通常の医療費控除の適用はできない（選択適用）

国税庁ホームページに、医療費控除とセルフメディケーション税制の減税額を試算できるコーナーがあるよ！

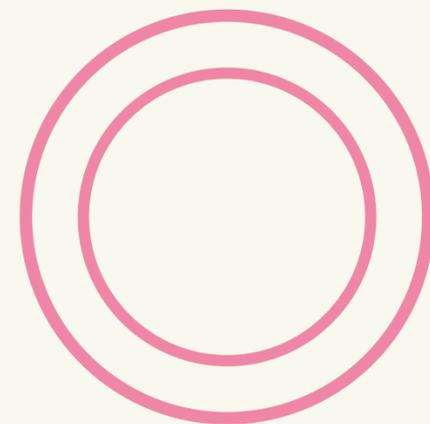


# まとめ

- ✓ 1年間にかかった医療費が10万円を超えた場合(総所得が200万円以下の場合  
は総所得×5%)には、医療費控除が受けれます
- ✓ ドラッグストア等で購入した対象商品が12,000円を超えた場合には、セルフメディ  
ケーション税制が受けれます。
- ✓ 医療費控除かセルフメディケーション税制のどちらかの選択適用になります。

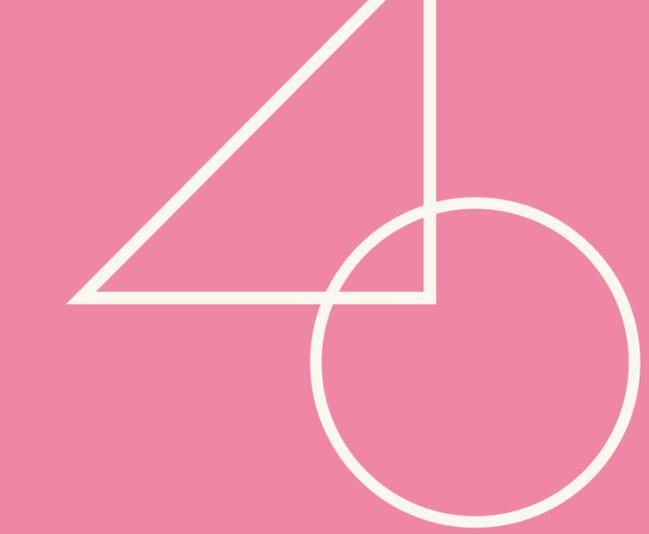


# 次回予告



## 消費税

講義回数	タイトル	内容
1	消費税の概論①	納付額の計算①／確定申告と納税／中間納付
2	消費税の概論②	消費税の課税の対象／納付額の計算②
3	消費税の納税対象者	納税義務／免税事業者の意味
4	消費税の特例	簡易課税制度
5	インボイス制度	制度概要



SEE YOU NEXT TIME !